

大正四年二月五日

前記ノ如キニ
 一 工場長中田正次氏ノ絶対ニ轉職スルコト
 一 組長伍長ヲ不當ナル理由ノ下ニ絶対ニ更迭セサルコト
 一 此ノ際以後従業員ヲ絶対ニ職首ヤサルコト
 一 組長伍長ニ手當ヲ支給スルコト
 一 諸員單價ハ日來ノ單價ニ復帰スルコト
 一 現在ノ従業員ヲ全部本工員ニ編入スルコト
 一 手明キノ場合ハ定額賃金ヲ支給スルコト
 一 従業員ノ時間毎ニ五分ヅノノ手當ヲ支給スルコト
 一 解雇手當及退職手當ノ制度ヲ設ケルコト
 一 社則ヲ印刷物トシテ従業員ニ配布スルコト
 一 工具ヲ會社ニ於テ従業員ニ貸與スルコト
 一 團體権ノ交渉權ヲ認ムルコト

別記一

決議文

- 一 工場長中田正次氏ノ絶対ニ轉職スルコト
- 一 組長伍長ヲ不當ナル理由ノ下ニ絶対ニ更迭セサルコト
- 一 此ノ際以後従業員ヲ絶対ニ職首ヤサルコト
- 一 組長伍長ニ手當ヲ支給スルコト
- 一 諸員單價ハ日來ノ單價ニ復帰スルコト
- 一 現在ノ従業員ヲ全部本工員ニ編入スルコト
- 一 手明キノ場合ハ定額賃金ヲ支給スルコト
- 一 従業員ノ時間毎ニ五分ヅノノ手當ヲ支給スルコト
- 一 解雇手當及退職手當ノ制度ヲ設ケルコト
- 一 社則ヲ印刷物トシテ従業員ニ配布スルコト
- 一 工具ヲ會社ニ於テ従業員ニ貸與スルコト
- 一 團體権ノ交渉權ヲ認ムルコト

右決議ス

昭和四年二月五日

従業員一同